

OECD 編著「社会的企業の主流化 「新しい公共」の担い手として」

明石書店 2010年7月29日刊を読む

社会的企業の主流化 - 「新しい公共」の担い手として -

1. 「最新の流行現象」というには程遠いが、さまざまな形態の社会的企業活動は、今日、多くの OECD 加盟国において、さらに非加盟の諸国においても、広がりつづける強い潮流となっている。
2. つい 10 年前までは、社会的企業活動は、誕生しつつある現象であった。その現象から、多くの OECD 加盟国において、社会的企業は、唯一ではないにしても、もっとも目につき、容易に見分けることのできるものと考えられた(いまでもそうである)。しかし、この 10 年間に状況は劇的に変化した。この 10 年間に、世界中で社会的企業部門がつぎつぎと成長発展しただけではなく、より重要なことであるが、社会的企業家精神の面においても、また、それを支持・支援するための戦略と手法の面においても、顕著な変化が起きている。
3. 社会的企業部門はおそらく、これからの 10 年、20 年においても、さらに発展し、拡大をつづけるであろう。この予想には多くの根拠・理由がある。第一に、社会的企業は、経済的ないし社会的な分野で、地域に豊かさをもたらし、個人と集団の福祉を創りだしてきたという一般的に積極的な結果が政策担当者の注意を引きつけはじめた。こうしたことは、社会的企業部門への支持・支援が強くなることにつながっている。その支援はこの部門にとって必要なこと(つまり、この部門の活動を可能とする法的側面、金融面、財政的な枠組みなど)を実現するための統合的な手法を通ずるものとなるだろう。
4. 第二に、社会的企業がその企業活動のミッションの定義と遂行を促進し、重視している価値観がより一層共有されるようになってきているように思われる。そのミッションとは、たとえば、経済的な事業において人間を中心におくこと、社会に対する責任性、営利活動にともなう結果としての「正の外部性」としてではなく、目的自身としての集団の福祉の実現といったものである。この状況は、向こう見ずな投機行動、より広くは、過度に金融部門に依存する経済が世界にもたらした現在の経済危機から生じた唯一の結果というわけではない。
5. これからの社会的企業部門の一般的な特徴と役割は、複雑な多重性を有する内生的・外生的要素に依存しているのである。その要素としてはたとえば、1) 現在のような変わりつつある時代の新しい困難を見分け、対応してゆく戦略を選択し、展開していく内的な能力、2) 民間部門や公共部門と健全な同盟関係を築いていける能力、そして、3) 持続的な経済開発と社会開発を達成するために共通の関心と合意の形成を図っていく能力、といったものである。

- 6．国内あるいは国際的なレベルの政策立案者たちは、社会的企業部門のもつ能力についてだけではなく、同部門にとっての必須のニーズを的確に認識する新しい政策枠組みにつながる整合的・体系的政策手法を構築するために、重要な役割を果たすこととなるであろう。
- 7．近年、「社会的企業」という用語は、学術研究の世界や政策論議の世界だけではなく、一般の人たちにとっても接する機会が増えてきている。にもかかわらず、この言葉に対して共通の理解が得られているというにはまだ程遠い状況にあり、また、理解のされ方はさまざまな文化的背景に依存している。少なくとも、社会的企業家精神や社会的企業という同じ言葉が異なった意味をもつ2つの大きな地理的、文化的な背景が存在している。すなわちアメリカとヨーロッパである。
- 8．アメリカにおいては、社会的企業とは、自らの社会的ミッションの資金面での裏づけとなる「稼得所得戦略」を発展させている非営利組織をさすのがふつうである。そのさいに行う取引活動は、必ずしも、その非営利組織(NPO)の社会的ミッションと関係があるわけではない。社会的企業家精神の概念としては、社会革新のプロセスが強調される。こうしたプロセスに携わる社会的企業家の所属する組織ということでは、本業の他に社会的に有益な活動(企業フィランソロピー)をしている営利会社から、営利目的と社会的目的をつなぎあわせる二重性格をもつ企業(混合型)まで、さらには、純然たる非営利組織にいたるまで、きわめて幅のある広がりが見られる。
- 9．一方、ヨーロッパでは、社会的企業家精神と社会的企業は、往々にして、商売をする「もう1つのやり方」(フランス語で *entreprendre autrement*、代替的企業)として捉えられており、通常はサードセクターと位置づけられる。社会的企業の活性化状況を把握するための評価基準のリストが開発されてきた。評価基準とされているのは、1)行っている財・サービス生産活動の継続性、2)自治能力、3)経済的リスク、4)地域社会に有益なものをもたらす明確な目的、5)資本所有にもとづかない意思決定権限、そして、6)利益の分配の限定性、などである。さらには、ガバナンス構造が広く民主的なものとなっているか否か、マルチステークホルダーの参加が確保されているかどうか、ということも重要な留意点となっている。
- 10．社会的企業は、一般的には、労働市場の統合、社会的包摂、そして経済的發展に貢献するという、社会的目的と経済的目的の両方を充たす新機軸のビジネスモデルとして理解されている。社会的企業は社会革新の推進手段である。社会的企業がとりいれる組織構成と法的形態は、OECD諸国の間においても、非常に多様なものとなっている。

P13 ~ 15

#### [ コメント ]

社会的企業(Social Enterprises)に関するOECDの調査・報告・提言書。「新しい公共の担い手」となっているが、日本の老舗企業、日本の中小、中堅企業の大半は社会的企業がその実体であるように思われてならない。日本的経営の真髄の「社会的企業」への応用を行うことが、日本が世界になすべき貢献であると考えられる。